

## 茨木市骨粗しょう症検診事業実施要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、茨木市保健医療センター条例（昭和52年茨木市条例第43号。第4第1項において「条例」という。）第3条第2号に掲げる業務として指定管理者に行わせる骨粗しょう症検診について必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2 骨粗しょう症検診の対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 本市に住所を有し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者
- (2) 受診する日の属する年度において、18歳以上になる者
- (3) 受診する日の属する年度において、骨粗しょう症検診の受診歴のない者
- (4) 受診する日において、骨粗しょう症の治療を受けていない者

(骨粗しょう症検診の内容)

第3 骨粗しょう症検診の内容は、問診及び骨塩量測定検査とする。

(利用料金)

第4 骨粗しょう症検診を受診しようとする者は、条例第11条第1項の規定により利用料金を指定管理者に納付しなければならない。

2 前項の利用料金は、第1号から第4号までに掲げる者にあつては無料とし、第5号に掲げる者にあつては1,000円を超えない範囲内で指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。

- (1) 受診時において70歳以上の者
- (2) 市民税非課税世帯に属する者
- (3) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている世帯（その保護を停止されている世帯を除く。）に属する者
- (4) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている者
- (5) 前各号に掲げる者以外の者

(実施の方法)

第5 指定管理者が行う業務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 受診申込みの受付
- (2) 実施時期の設定
- (3) 検診結果の通知

(4) その他骨粗しょう症検診の実施に必要な事項  
(その他)

第6 この要綱に定めるもののほか、骨粗しょう症検診について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成20年7月15日から実施する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年7月9日から実施する。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から実施する。